

旭川市女性活躍推進部 令和 7 年度事業予定

1 男女共同参画推進事業〈事業費 1,377 千円〉

- (1) 性的マイノリティへの支援
 - ア パートナースhip制度の進行管理
 - イ 性の多様性への理解促進
 - ・ LGBTQ 理解促進セミナーの開催
 - ウ LGBTQ 相談窓口の設置
 - ・ 電話相談 毎月第 1 火曜日 16:00～19:00
 - ・ LINE 相談 毎月第 4 金曜日 19:00～22:00
- (2) 啓発事業の実施
 - 出前講座、研修会等の開催
- (3) 男女共同参画審議会
- (4) 男女共同参画苦情処理委員
- (5) 男女共同参画団体への活動支援
- (6) (仮称) 旭川市ジェンダー平等プランの策定

2 女性活躍・ワークライフバランス推進事業〈事業費 3,476 千円〉

- (1) 女性活躍の推進に向けた啓発事業の実施〈業務委託〉
 - ア 男女共同参画連続講座
 - イ 女性のからだづくりセミナー
 - ウ 女性の働き方スキルアップセミナー
- (2) 多様な働き方推進事業
 - ア 多様な働き方推進事業者の認定及び表彰
 - ・ 女性活躍の推進に寄与する「多様な働き方」に取り組む事業者の認定
 - ・ 認定事業者の中から特に優れた取組を行う企業を表彰
 - ・ 認定・表彰受賞者を優先出展者とする多様な働き方推進事業者合同企業説明会の開催
 - イ 多様な働き方アドバイザー
 - ・ アドバイザーによる企業向けの働き方・職場づくりセミナーの実施
- (3) 働く女性のネットワーク形成支援
 - ロールモデルの紹介や異業種交流の場を提供するセミナーや交流会を開催

3 女性デジタル人材・起業家育成事業〈事業費 5,000 千円〉

女性が首都圏や札幌圏などの都市部へ転出することなく希望する就労を叶え、将来にわたって自立する展望をもつため、ライフステージによる生活環境の変化に対応でき、所得向上の実現が期待できるデジタル分野への就労や起業を支援する。

(1) 女性デジタル人材育成事業

- ・ IT 事務人材としての就労に要するデジタルスキル職業訓練
- ・ 獲得スキルを活かした就労支援

(2) 若年女性起業家教育事業

- ・ 市内の学生を対象としたキャリアデザインと IT 活用に関するワークショップ開催

4 女性相談事業〈事業費 11,082 千円〉

(1) 女性相談

女性が抱える様々な課題への相談支援

(2) 配偶者暴力相談支援センター機能

D V被害者の対応・保護

(3) 緊急一時保護施設（シェルター）を運営する民間団体への補助

(4) 義務教育終了時の相談窓口周知

義務教育を終える生徒へのフォローとして、市内中学 3 年生を対象に生理用品の配布を介した相談窓口の周知を実施

(5) 研修の開催

多様で複雑な問題を抱える相談者に対し、より適切な支援の実施に向けた研修等を開催

(6) 庁内窓口相談業務連携会議の開催

ワンストップ機能の構築を進め、多様で複雑な問題を抱える相談者を支援するため、各窓口の情報交換と密な連携を図る。

5 母子生活支援施設等運営〈事業費 104,822 千円〉

児童福祉法に基づき、母子保護を実施した民間等母子生活支援施設及び助産を実施した助産施設に対し、費用の支弁を行う。

6 母子生活支援施設整備特別補助金〈事業費 11,502 千円〉

社会福祉法人旭川隣保会トキワの森が行う母子生活支援施設の整備に対する建設補助として、償還補助金を支給する。

7 女性相談つながりサポート事業〈事業費 6,987 千円〉

様々な困難や課題を抱えながら既存の支援や窓口に繋がることのできない女性に対し、民間の知見を活かした、従来の取組から一歩踏み込んだ新たなアプローチ方法による相談支援を行い、若年層を含む幅広い世代の女性の不安解消や問題解決に取り組む。

(1) 困難を抱える女性のための相談支援業務

LINE 相談や生理用品を用いた相談窓口周知事業、出張相談を実施

(2) 女性の居場所づくり事業

スキリング・ワークショップと相談支援を組み合わせた居場所づくりイベントや居場所体験会の開催

8 市民参加推進事業〈事業費 3,335 千円〉

附属機関等委員の性別、年齢層ともにバランスのとれた構成を推進することにより、多様な意見が公平・公正に反映され、均等に利益を享受できる環境づくりに取り組む。

(1) 附属機関等委員の構成充実に向けた取組の検証

(2) 市民参加の各種制度に係る職員研修の実施

(3) 市民参加の取組状況調査の実施・公表

(4) 庁内への周知・啓発

(5) 市民参加推進会議による市民参加の推進状況への評価・改善

9 キャリアの保健室事業〈事業費 4,950 千円〉

市内就労者が長く心身共に健康を維持しながら、自身の能力を活かして働き続けられるよう、専門家による相談支援を実施するとともに、事業者の職場づくりへの意識醸成を図り、自主的な取組を支援するため、企業に向けた啓発や情報提供、アドバイスを実施する。

(1) 相談窓口（R7 年 6 月～）

ア 相談員：中小企業診断士、キャリアコンサルタント、社会保険労務士等の有資格者

イ 窓口開設：対面（毎週水曜日 14:00～17:00）、オンライン（随時）

(2) 事業者支援

地域事業者への情報提供やセミナーの開催、登録事業者への個別相談を実施